平成２６年（フ）第１８８１号
東京都足立区西新井２丁目31－４－101、住民票上の住所東京都足立区江北２丁目７－11
債務者　西本　大輔
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９０７号
埼玉県深谷市岡部2179―12
債務者　関口　裕治
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１３号
東京都葛飾区新宿４丁目11－９－204　ドラゴンマンション金町壱番館
債務者　吉田　篤志
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１４号
東京都杉並区和泉１－８－28―705、住民票上の住所神奈川県小田原市曽比2265　米山貸家西号
債務者　山口由希也
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１５号
東京都豊島区南大塚１丁目21－５－202
債務者　和田ハルキ
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１９号
東京都足立区六町１丁目３－４－102
債務者　久保田拓磨
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９２０号
埼玉県川口市桜町３丁目23－３－102
債務者　西岡　義則
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９２１号
埼玉県春日部市藤塚１－18
債務者　阿江　京美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３１号
埼玉県朝霞市三原１丁目４－30
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３５号
東京都多摩市愛宕４丁目53－２－203
債務者　阿部　耕二
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３８号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目９－１
債務者　土屋伸一郎
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９４０号
東京都練馬区練馬２丁目18―19―303
債務者　森　　康寿
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５１号
東京都足立区保木間３丁目32―１―106
債務者　富永　欣志
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５２号
東京都葛飾区西亀有１丁目19―13―310
債務者　石鍋　和子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５７号
千葉県柏市豊四季台４丁目１―99―303
債務者　橋元有希子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９６２号
千葉県流山市名都借230―８―102
債務者　伊藤　　薫
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部